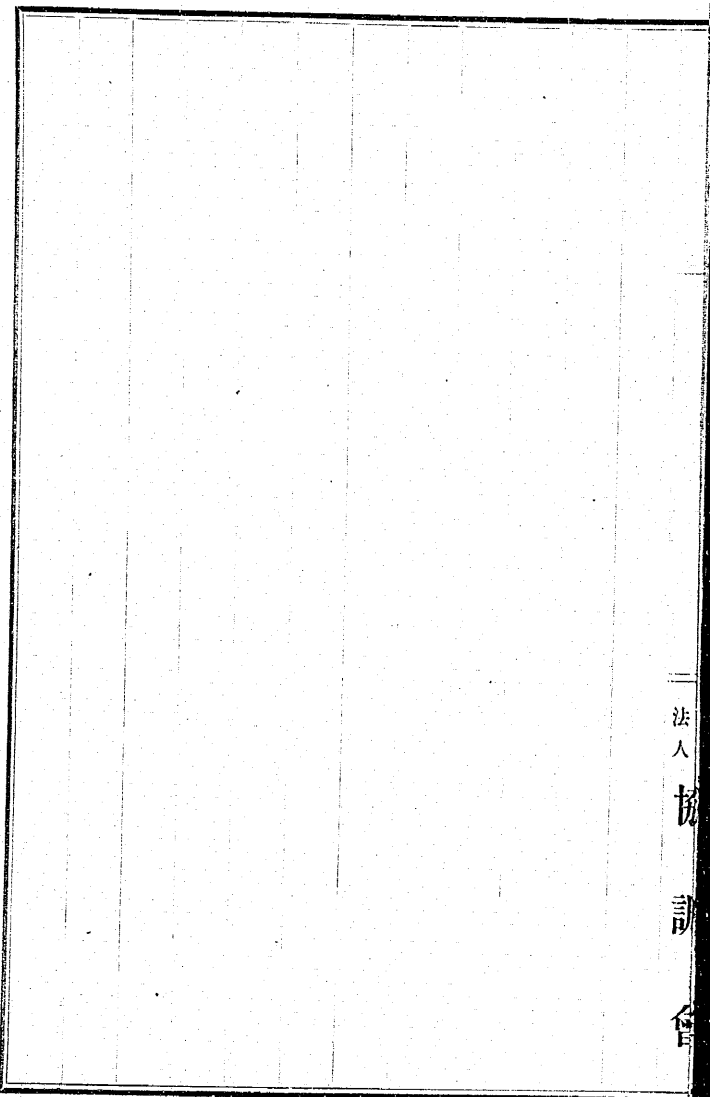


13. 7. 15
第 号



二 法人 協 会

野田醤油油醸造株式会社労働争議に關する件

七月十日、同十葉縣在野田醤油油醸造株式会社職工と以て組
織する日本労働協同会野田聯合会は、同社を以て解
雇多量に定其他四件に及ぶ労働条件を提出し、同件は、
時報告書(其後縣当局。扱ふにより、七月十日無事
解決。十日縣庁に於て手打式を以て行せり。

解決

知事調停覽書

今回野田醤油油醸造業工員より工員の待遇及自身の確保等に關し
要求せられたる事件に就ては、縣は斯業の内情を考慮を圖し
労資両者の福祉を均進するに在り、條項を以て之を調停せしむ
一、要求者に対しては在り、知事
二、労資関係(今後平時に於て)工員は工員たるべきなり

財團協